

2016年度「総対話運動」実施要領

2016年1月15日
愛知県職員組合

1 目的

- ① 「組合員の生の声を運動に反映」させる取り組みを推進することを目的とします。
- ② 組合員と直接意見交換を図りながら、組合本部（以下、「本部」という。）の考え方を理解・納得してもらい、方針に対する相互の理解を深めることを目的とします。

2 実施時期

分会において、1年間に少なくとも1回は実施できるように設定します。

実施を促進するため、「前半期（1月下旬～3月中旬）」と「後半期（5月下旬～7月下旬）」を強調期間として、集中的に取り組みます。

3 実施方法

昼休み又は勤務時間外に実施します。

4 実施単位

分会での実施を基本単位としますが、組合員数の多い分会や支所・出張所等がある分会は、実施方法などについて、本部に相談してください。

5 内容

- ① 仕事や労働条件、組合運動等について率直な意見交換を図ります。特に実施時期に特定の課題がある場合は、その課題とします。（資料は本部で持参します。）
- ② 事前に質問や意見を聴取するなど、組合員の疑問や意見が反映できるようにします。

6 食事補助（※本部三役と書記は除く。）

- ① 飲食代として1人1,080円（税込）を上限に補助します。本部が当日現金を持参しますので、事前に人数・金額の連絡をお願いします。
- ② 「総対話運動報告書」（組合HP：<http://www.aichikenshoku.gr.jp>に収録しています。）を本部に提出してください。
- ③ 分会活動交付金と重複執行はできませんので、注意してください。

7 役員等の対応

本部役員等の参加について、三役、中央執行委員、書記の合計3人が参加します。また、支部役員も参加する場合があります。

8 本庁舎・西庁舎・コロニー支部での対応

本庁舎・西庁舎・コロニー支部の各分会については、支部と本部で実施方法などの調整を行い、関係分会に周知します。

9 協会・公社等の対応

分会確立されていない出張所や協会・公社等の派遣職場については、総対話運動を周知し、本部が個別に対応します。